

報 酬 に 関 す る 規 程

社 会 福 祉 法 人 多 度 津 福 祉 会

(平成28年12月9日一部改正後の規程)

報 酬 に 関 す る 規 程

(目 的)

第1条 多度津福祉会定款第8条、第13条第10項、**第21条及び第23条**の規定により、理事長の報酬及び理事、監事（以下「役員」という。）、顧問、**評議員・評議員選任・解任委員**並びに苦情解決事業運営規程による苦情解決第三者委員（以下「苦情解決委員」という。）の報酬の額及び支給方法を定める事を目的とする。

(報 酬)

第2条 理事長の報酬は、月額100,000円とする。

(2) 業務執行理事の報酬は、月額80,000円とする。

(3) 報酬は、理事長又は業務執行理事に選任された日からその職を離れた日（即日後任者が選任されたれた時は、その前日）までの報酬を日割計算により支給する。

2 役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したとき、及び監事が定例又は臨時に法人或いは施設の監査を実施したときは、報酬として1人に付10,000円を支給する。

3 評議員選任・解任委員が、評議委員選任・解任委員会規程第11条の職務を行ったとき、報酬として1人に付4,000円を支給する。

4 役員及び評議員が工事入札・事務引継ぎ及び国又は県の指導監査等に立会したとき、或いは法人・施設の運営協議会等に出席したとき、更に苦情解決委員が、施設において苦情解決事業運営規程第4条第3項の職務を行ったとき、報酬として1人に付4,000円を支給する。

5 役員・顧問・評議員又は苦情解決委員が県内で当該職務の研修等に出席又は参加した時は、報酬として1人に付4,000円を支給する。ただし、当該研修等に出席又は参加したことにより旅費の日当が支給されたときは、当該旅費日当の額を控除した額を支給する。

6 前第2項・第4項及び第5項の報酬は、役員若しくは評議員と苦情解決委員を兼務しているときの支給は、いずれか一方のみを支給する。更に報酬は理事長、業務執行理事、施設長及び評議委員選任・解任委員会規定の事務職員には支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 理事長**及び業務執行理事の報酬**は、毎月職員の給与支給日に支給し、役員等の報酬は、出席又は実施後、10日以内に現金で支給する。

(補 足)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長がこれを定める。

附 則

この規程は平成4年5月27日より施行する。

附 則

この規程は平成12年12月18日改正、平成13年1月1日より施行する。

附 則

この規程は平成13年5月31日改正、平成13年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月27日改正し、第2条第2項から第5項までの規程は平成

14年3月1日から適用し、同条第1項の規定は平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成17年9月30日改正、平成17年10月1日より施行する。

附 則

この規程は平成18年3月20日改正、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この規程は平成23年12月9日改正し施行する。

附 則

この規程は平成28年12月16日改正し、平成29年1月1日から施行する。